

令和3年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

令和3年6月23日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（17名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	田辺康弘君	学校教育部長	矢吹勇一君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
子育て支援課長	新海隆弘君	生活福祉課長	川田貴之君
健康課長	志村明子君		

議事日程

- 第 1 第 4 1 号議案 令和 3 年度東大和市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 第 4 2 号議案 令和 3 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
〔総務委員会審査報告 日程第 3〕
- 第 3 3 第 2 号陳情 第 6 次エネルギー基本計画について意見書を国に提出することを求める陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第 4〕
- 第 4 第 3 8 号議案 市道路線の廃止について
- 第 5 委第 1 号議案 第 6 次エネルギー基本計画に関する意見書
- 第 6 議第 4 号議案 今夏の東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピックの開催を延期もしくは中止することを求める意見書
- 第 7 閉会中の特定事件調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 7 まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 6月21日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る6月21日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案1件が提出されたことを確認いたしました。

なお、6月18日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第41号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第41号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第41号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金の給付及び緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への国の追加支援である、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付について、ここで国から内容が示されたこと、並びに65歳以上の高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、当初の想定を超える接種希望があることが判明し、令和3年7月末日までに希望者全員の接種完了を目指す新たな取組が必要であることから、これらについて一日も早く対応するため、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,239万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330億291万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は5億1,239万4,000円の増額であります。子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る事務費及び事業費補助金の増額、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付に係る事務費及び事業費補助金の計上及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は4億1,578万8,000円の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の増額及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費の計上であります。

第4款の衛生費は9,660万6,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は5億1,239万4,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は4億1,578万8,000円の増額であります。

2節児童福祉費補助金は1億9,314万7,000円の増額であります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金は、1,314万7,000円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は1億8,000万円の増額であります。いずれも子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫補助金の増額であります。

3節生活保護費補助金は2億2,264万1,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金は1,258万1,000円の計上、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費補助金は2億1,006万円の計上ですが、いずれも新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付に係る国庫補助金の計上であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は9,660万6,000円の増額ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は5億1,239万4,000円の増額で、補正後の予算額は330億291万1,000円となるものであります。

7ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

3款民生費は4億1,578万8,000円の増額であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13の子育て世帯生活支援特別給付金事業費は1億9,314万7,000円の増額ですが、子育て世帯生活支援特別給付金等の増額であります。給付対象者は、ひとり親世帯以外の子育て世帯のうち、令和3年4月分の児童手当等の受給者及び令和3年3月31日における18歳未満等の児童の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて住

民税均等割が非課税と同程度に家計が急変した方であります。給付額は、対象児童1人につき5万円でありませす。

9ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、5の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費は2億2,264万1,000円の計上でありますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の計上でありませす。給付対象世帯は、社会福祉協議会が実施する特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた世帯のうち、申請日の前月までに最終借入月が到来している世帯、申請月が最終借入月である世帯及び再貸付について不承認とされた世帯または再貸付の申請を行うために自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず申請日以前に再貸付の申請ができなかつた世帯で、収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯でありませす。一月当たりの給付額は単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上世帯で10万円であり、令和3年7月以降の申請月から最長3か月給付されるものでありませす。

なお、申請期限は令和3年8月31日でありませす。

11ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は9,660万6,000円の増額でありませす。65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年7月末日までに希望者全員の接種完了を目指すためのワクチン接種体制整備・運営委託料の計上等でありませす。

主な取組としませす、集団接種の実施日時として、金曜日1日及び土曜日の午前の追加、平日の接種時間の延長並びに東大和病院によるワクチン接種や市によるワクチン接種日の前倒し勧奨など、医師会や東大和病院をはじめ、関係機関と連携を図りながら進めていくものでありませす。

以上のようにいたしましませす、歳出の補正予算額は5億1,239万4,000円の増額で、補正後の予算額は330億291万1,000円となるものでありませす。

以上で説明を終了させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

補正予算書7ページ、8ページ、子育て世帯生活支援特別給付金につきませす今御説明をいただきましたけれども、このたびは、ひとり親世帯以外ということで、ひとり親世帯につきませすはこの特別給付金が既に給付がされてると思ひませすけれども、この既に行われているひとり親世帯が何世帯ぐらいあつたのか、またこのたび、ひとり親世帯以外ということで、その支給対象となる世帯を何世帯ぐらいと見込んでいるのかお教ひいただきたいと思ひませす。

続きませす、補正予算書11ページ、12ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業のワクチン接種につきませす、65歳以上の希望者が当初想定していたよりも多いということで、今回新たに補正予算を組むわけですが、当初の予定より何名この希望者が多かつたのか。先ほども御説明ありましたが、もう一度、その方たちの接種を行うためにどのような手法で接種枠の拡大を図るのかお聞かせください。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書7ページ、8ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費でございます。

既に実施しております、ひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の支給状況でございますが、5月31日現在で支給決定を642世帯の世帯に支給決定をしております。

続きまして、今回のひとり親世帯以外の給付金の支給対象見込世帯でございますが、非課税を見込んでいる世帯が740世帯、家計急変者の世帯の見込みが1,260世帯で合計2,000人が支給対象見込みとして予算を計上させていただきます。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書12ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

当初の予約人数と、その後どのくらい増えたかについてでございますけれども、当初は約1万6,000人程度、パーセンテージに直しますと約7割弱の方を見ておりましたけれども、6月10日の時点で1万9,200人程度、約8割の方が1回目の接種を御予約していることを確認したところでございます。

続いて、どのような手法で接種の推進を図るのかということでございますけれども、まず集団接種会場のみ福祉園におきましては、午後の実施時間を30分延長いたします。これによりまして、7月10日までの11日間ですと528人分の枠を確保できる形で想定をいたしております。

なお、実施開始日を6月26日から行いたいと考えております。

2点目といたしまして、接種の打ち手を増やすということでございます。

現在4人の打ち手を1人増やした5人にして枠のほうを拡大することを予定しております。こちら7月11日までの間に接種の打ち手を増やして解消できる枠としましては、1,638人分の枠が増えるものと想定を見込んでおります。

続いて、集団接種日の実施日の追加でございます。

こちらは、現在実施しておりません金曜日の1日と土曜日の午前中につきまして、人材派遣事業者から医療従事者の派遣を行って接種をする形で見込んでおります。こちらにつきましては、金曜日1日ですと804人の枠が、そして土曜日の午前中ですと378人の枠が拡大できる見込みとなりまして、合計で1,800人分について枠の拡大ができることを見込んでおります。

そのほか、個別接種につきましても、各医療機関のほうに前倒しをしていただけるように文書のほうで依頼をしているところでございます。

そして、次に、実施場所の追加ということでございますけれども、こちらは東大和病院のほうの協力をいただきまして、6月28日の月曜日から7月いっぱいという形で、月曜から金曜日の午後の2時間半の時間帯で120人分ということで、7月11日までの分で960人分の枠の拡大の確保ができることを見込んでおります。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

すみません、もう一点、このワクチン接種の前倒しについて詳しくお聞きしたいのが、既に予約を取られている方への前倒しのお知らせ、そしてこのお知らせを受けた方がどのような手続をするとこの前倒しができるかお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書12ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

既に予約をしている方がこの前倒しについてどのような手続をするかということでございますけれども、市のほうでは、7月11日以降に1回目の予約が入っている方を6月26日、新たに増やした枠の早い順から指定をさせていただきます。1回目の指定及び3週間後の2回目の日程についてこちらのほうで指定をさせて

いただいたはがきを23日に発送させていただいております。

はがきが着いた方がその指定された日が御都合が悪い場合には御連絡をいただきまして、予約の振替などについての対応をする予定としております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 補正予算書の8ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費のところ、厚労省の資料を見ますと、児童手当で住民税非課税のお宅は申請は要らないということで書いてあるんですが、その確認と、それから家計が急変した方なんかは申請が必要だと思うんですが、そういう方にどのようにこういう給付金があるということをお知らせをしていくのか、その点を教えてください。

あと、申請期限があると思うんですけど、これも確認をさせてください。

今は急変していなくても、今後急変した方っていうのも対象になるかと思っておりますので、そのあたりしっかりとお知らせをしていただきたいので、どのようにやっていくか教えてください。

次に、10ページの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費のところ、こちらはかなり対象となる方がはっきり決まっているので、市のほうでも対象者をつかめるかと思うんですが、こちらもどのようにお知らせをしていくのかということをお知らせをお願いします。

以上です。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書7ページ、8ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。

申請を必要としない支給につきましては、児童手当または特別児童扶養手当受給者の住民税非課税の方につきましては、7月前半の課税状況により対象者を抽出し、郵送により通知した後に、こちらのほうで児童手当等の受給口座へ振込みとなる予定です。

家計急変者等申請の必要な方につきましては、今後市報や市公式ホームページ、チラシの掲示、市公式SNS等により周知を図っていくことを考えております。

また、申請の必要な方の申請期限につきましては、令和3年8月2日から令和4年2月28日を予定しております。

以上です。

○生活福祉課長（川田貴之君） 補正予算書9ページ、10ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金についてでございます。

周知についてでございますが、本自立支援金につきましては、社会福祉協議会の特例貸付における総合支援資金の再貸付というところが一つの要件となっております。このため、東京都社会福祉協議会から総合支援資金の貸付決定者に関する情報を提供してもらう予定でございます。その情報を基に対象者の方につきましては申請書を送付させていただく予定です。また、ホームページ、市報などにも掲載してまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 8ページの子育て世帯のところは、結構御相談とかいただく中でもこういうのがあったって知らなかったっていう方とかもいらっしゃると思うので、以前もお願いしたんですが、保育施設ですとか学校施設を通じてこういうものがあるっていうお知らせをしていただくなど、ホームページとかに載せていくことはもちろんやっていただきたいんですが、それ以外にもお知らせを徹底していただきたいと思っておりますので、その辺検討をお願いしたいと思っておりますが、そこをもう一度御答弁をお願いします。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 保育園などに通っている方への周知につきましては、今後どのようにしていくかっていうことも含めまして、私立保育園長会なども御相談をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 補正予算書11ページ、12ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費なんですけれども、65歳以上の対象希望者に7月末までに終わるという形でいろいろ御対応いただいているところありがたいんですけども、今回の補正予算に74歳以下の方の接種券の郵送が計上されてくるのかなと思ってたんですけども……、「64」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、64歳以下の対象者の方の接種券の郵送費が計上されてくるのかなと思ってたんですけども、こちらは計上がされていません。大規模接種センターや職域の接種などで東京都内でももう全対象者に接種券を郵送している自治体があるということが報道されてますけれども、当市のほうでは今回の補正に乗って来てませんし、対象者も多いのでかなり額が行くんじゃないかなと思ってますけれども、スケジュールなどがありましたら教えていただきたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書11ページ、12ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費のうちの64歳以下の方の接種券の発送についてでございます。

まず予算につきましては、繰越明許費でさせていただいておりますものの郵送料の中に64歳以下の方も含め市民の方の分の郵送料、接種券の印刷などの予算のほうは組み込まれております。

また、接種券発送のスケジュールについてでございますけれども、今現在、7月の上旬頃を予定しております、7月1日号の市報では市民の皆様にお知らせができる予定という形で進めております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。私は、公明党を代表して、令和3年度東大和市一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論いたします。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大に対して最大の武器となるワクチン接種について、東大和市では、尾崎市長の強力なリーダーシップの下、東大和市医師会の先生方の御協力をいただき、集団接種、個別接種ともに近隣他市に先駆けてスタートするなど順調なワクチン接種が行われてきたと認識しています。

一方、ワクチン接種をめぐる状況は、国、東京都における大規模接種をはじめ、職域接種や大学での接種も準備が進められるなど、日々目まぐるしく変化しております。

そのような中で、目下最大の課題は、65歳以上のワクチン接種について、希望者全員に2回の接種を7月末

までに終えていくことだと思います。65歳以上の方たちにとっては、移動時間を要する都心の大規模会場や職域接種なども現実的ではありませんので、当市をはじめとする基礎自治体が必要な接種回数を確保するしかありません。

そのために、私ども公明党として、尾崎市長に1日当たりの接種回数を増やすなど、医師会等の関係機関との調整、実施を要望してまいりました。

このたびの補正予算で接種時間の延長、接種日の追加、接種場所の増設により、7月11日以降の予約をされている方について、これまでの予約を前倒しし、7月末までに65歳以上の方のワクチンの接種を完了する見通しが立ったことを高く評価いたします。

また、今週からは、基礎疾患のある方や大規模接種会場での接種を希望する方に対する個別対応についてもホームページで発表されており、対応していただいております。

公明党の要望に対して迅速に対応していただいていることに心から感謝申し上げます。

今後は64歳以下のワクチン接種についても、エッセンシャルワーカー等の優先接種やキャンセル対応の考え方を明確に示した実施計画を速やかに作成し、市民の皆様に広く情報提供することで、市民の皆様にとって様々な選択肢が広がり、安心かつ迅速にワクチン接種ができるよう取り組んでいただくことを強く求めます。

また、子育て世帯生活支援特別給付金については、既にひとり親家庭には給付が完了しておりますが、コロナによる家計へのダメージは2人親世帯の子育て家庭にも影響しており、公明党として2人親家庭への生活支援についても国において強く進めてまいりました。

実際、ひとり親世帯を上回る世帯が今回の支援対象になっております。何とぞ速やかに支援金を給付していただきますようお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応が最重要課題となります。ワクチン接種を希望する全ての方が安全かつ速やかにワクチン接種が完了できますよう、尾崎市長の強力なリーダーシップと市役所全庁を上げてのお取組によって、全ての東大和市民の皆様に広く安心と希望をお届けできることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第41号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決といたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時 4分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 第42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第2 第42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補
正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ特例減免を実施することに伴いまして、歳入予算の補正が必要と
なりますことから御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算
の金額は、第1表歳入予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の保険料は700万円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に伴います第1号被
保険者保険料の減額であります。

第4款の国庫支出金は140万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に対する調整交
付金の増額であります。

第9款の繰入金金は560万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に対する介護給付費
等準備基金繰入金金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 5ページの保険料のところですが、コロナ減免を昨年度に続いて今年度も実施す
るということですが、昨年度のコロナ減免の実績、人数、額ですね、教えていただきたいと思ひます。

それから、この昨年度のコロナ減免と今年度のコロナ減免の基準となる年、どの年と比べて減少したら減免
の対象になるのかという基準年がどうなっているのかについて伺ひます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補正予算書5ページ、第1号被保険者保険料につきまして、特例減免の実績の
御質疑をいただきました。

令和2年度につきましては125人に対して総額757万6,700円の減免実績でございます。

なお、この実績は、令和2年度と、それから平成31年度の一部、2月1日以後の納付期限のものも含まれて
おります。

それから、減収の比較年でございますけれども、昨年度の特例減免につきましては平成31年の収入でござい

ます。そして、今回、令和3年度に導入予定の特例減免につきましては前年の収入を比較対象とするというふうに予定しております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、昨年度の減免は平成31年度から減収になった方が対象だけれども、今年度は前年度ですから令和2年度と比べて減収になるということで、コロナで減収になって減免を受けた方、けれど、さらにもっと落ち込まないと今度は減免を受けられないということにもなりますので、ここら辺、ぜひ、平成31年度及び令和2年度というふうにしたほうが減免で救われる方、増えるのではないかと思います、そこら辺についての検討状況を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まず今年度の導入予定の特例減免につきましては国の通知に基づくものでございます。

そして、今年度の介護保険料でございますけれども、それは基準額を比較しても、東京都下では26市中、下から3番目と非常に低い水準となっているということでございます。既に前年収入が減少していますと、そのものに適用する介護保険の所得段階区分というものが下がりますので保険料の額が減少しますし、先ほど申し上げたように非常に低い水準であると。さらには、第1段階、第2段階、これは低所得者層でございますが、この保険料額については据え置くというような形で、低所得者に非常に配慮したものとなっております。

こうしたことを勘案いたしまして、私どもとしては、国の通知内容に沿った形で減免制度を導入するものとして前年収入額を比較対象としたということでございます。

以上であります。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 3第2号陳情 第6次エネルギー基本計画について意見書を国に提出することを求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第3 3第2号陳情 第6次エネルギー基本計画について意見書を国に提出することを求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） ただいま議題に供されました3第2号陳情 第6次エネルギー基本計画について意見書を国に提出することを求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

この議案審査は、令和3年6月17日に本委員会を開催し、行いました。

審査においては、陳情内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、直ちに自由討議を行いました。

その中で出た主な意見は次のとおりです。

原子力発電の核廃棄物の問題は、将来コストなどが全く無視されている状態の中、再生エネルギーの方向に行くことは当然のことで、陳情者の趣旨には賛同する。

陳情趣旨には、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高めるようとするが、陳情理由に明記されている国への意見事項では、国は原子力発電を廃止し、石炭火力発電は段階的に2050年までに廃止することを目指してほしいと具体的に書かれているところについてはそごがあると考えます。

現在の温暖化、気候変動による熱中症や豪雨災害など、何も対策をしなければ人類そのものが危うくなってしまおうという危機感は誰もが持っていると思う。その中で菅総理は、我が国が2030年度において温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すと言明するとともに、さらに50%の高みに向けて挑戦していくと決意された。

また、国会においても2050年までに脱炭素社会の実現を基本理念とする地球温暖化対策推進法改正案が本年5月26日に成立した。このカーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー政策においては、再生可能エネルギーの最大限の導入はもちろんだが、同時に安価な電力を安定的に確保することが大前提で、安全性、経済性、そして環境適合性の全てを満たす多様なエネルギー源をバランスよく活用することが必要だ。陳情趣旨に関してはおおむね理解するが、具体的な数字については賛同できかねる部分もあるため、意見事項については調整いただきたい。

陳情趣旨については全く賛同するものなので、できれば全会一致で東大和市議会として国にこの趣旨を踏まえた意見書を提出したい。

2011年の東日本大震災、また福島原発事故を受け、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの促進、また化石燃料を有効に利用する火力発電の高効率化などの方針を明確にしながら、将来的に原発に依存しない社会、原発ゼロ社会を目指すという立場だ。

この脱原発、また脱炭素を実現するためには、この陳情に明記されている国への意見事項で一番最初に述べられている2050年度に再生可能エネルギー100%ということが実現されれば、その他の原子力、また石炭火力などは必要なくなるということだ。再生可能エネルギーの割合を高めていくという方向には賛成だが、発電だけでなく蓄電をすることや、スマートシティにしていくという方向も取っていくべきだと考える。

といった意見に加え、陳情を出していただいたことでこの議論が深まるきっかけになるのではないかと期待するといった意見も出ました。

その後、自由討議を終了した後、討論はなかったため、直ちに採決を行った結果、3第2号陳情 第6次エネルギー基本計画について意見書を国に提出することを求める陳情は採択と決しました。

なお、お手元に配付した意見書は、陳情趣旨に沿って文言整理を行った上で、東大和市議会としての意見書を国に提出したいとの旨が自由討議で発言をした全委員から述べられたため、当委員会が出た意見を踏まえ、正副委員長で文言整理を行い、全委員が内容を確認したものとなっています。

以上、総務委員会における陳情の審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

3第2号陳情 第6次エネルギー基本計画について意見書を国に提出することを求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本件を採択と決します。

日程第4 第38号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第4 第38号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会委員長、木下富雄議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 木下富雄君 登壇〕

○9番（木下富雄君） ただいま議題に供されました第38号議案 市道路線の廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

この審査は、令和3年6月18日に本委員会を開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第38号議案を議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。

質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第38号議案 市道路線の廃止については、原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 木下 富雄 君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第38号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり、原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第5 委第1号議案 第6次エネルギー基本計画に関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第5 委第1号議案 第6次エネルギー基本計画に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会において全会一致により提出することを決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第1号議案 第6次エネルギー基本計画に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第6 議第4号議案 今夏の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を延期もしくは中止することを求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第6 議第4号議案 今夏の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を延期

もしくは中止することを求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[7 番 上林真佐恵君 登壇]

○7番(上林真佐恵君) 議席番号7番、上林真佐恵です。ただいま議題に供されました議第4号議案 今夏の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を延期もしくは中止することを求める意見書について、提出議員を代表し、提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症がまだ世界でも収束していない中、日本においてはワクチンの遅れや医療崩壊、変異株の拡大など、現在も国民の命が危険にさらされています。オリンピックを楽しみにしている世界の人々や、またオリンピックのために日々努力を重ねてきたアスリートの方々にとっても、オリンピックを延期または中止することは決して簡単なことではありません。

しかし、今何よりも大切にされなくてはならないのは、言うまでもなく命です。国民は既にコロナのために大きな犠牲を払っています。様々なイベントや友達との会食、学校行事や部活動の制限、営業自粛など、この1年超、我慢に我慢を重ねてきたのはひとえに感染拡大を抑え、大切な人の命を守るためではないでしょうか。

今政治が最優先にすべきなのは、オリンピックよりも命と暮らしであると考えことから、本意見書を提出するものです。

以下、読み上げて提案といたします。

今夏の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を延期もしくは中止することを求める意見書。

昨年より世界的に感染爆発している新型コロナウイルス感染症は、いまだ世界的に収束の見通しが立っておらず、我が国においても亡くなられた方は全国で1万3,000人を超え、一刻も早く収束させることが切実に求められている。東京2020オリンピック・パラリンピックの主たる開催地である東京においても、変異株への感染が拡大するなど、予断を許さない状況が続いている。

今、我が国が総力を挙げて取り組むべきは、感染拡大の防止徹底による医療崩壊の回避、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底である。対策の遅れによりワクチン接種すら行き渡っていない状況において、東京2020オリンピック・パラリンピックを強行することは、人命尊重、国民生活尊重の観点からも、許容限度を大きく逸脱するものと言わなければならない。これはオリンピックの開催理念にも逆行するものである。世論調査でも約8割が今夏のオリンピック開催に懸念の声を上げている。

子どもや学生の部活動や大会が中止になる中でのオリンピック・パラリンピック開催強行は疑問である。また、競技当事者であるアスリートの方々も、新型コロナウイルス感染症の収束による正常な開催を期待する一方、複雑な思いで見守っていると思われる。収束とは程遠い現状を踏まえれば、判断に責任を有する者が遅滞なく適切な判断を行うべきである。

よって、東大和市議会は、政府及び東京都に対し、開催地である東京都内に存する自治体の議会として、以下の事項を強く求めるものである。

1 新型コロナウイルス感染症の拡大が、国内はもとより全世界的に解消していない中で、今夏のオリンピック・パラリンピックの開催は行わないこと。

2 感染拡大の防止徹底による医療崩壊の回避、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底に全力を傾注すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく願いいたします。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（中間建二君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

意見書案の内容に沿って申し上げさせていただきます。

まず、東京2020オリンピック・パラリンピックの主たる開催地である東京においても、変異株への感染が拡大するなど予断を許さない状況が続いているとされております。私もこのとおりの状況であるかと思えます。議場にいらっしゃる多くの方も同様の御認識かと思えます。

しかし、本意見書の提出者であります日本共産党の皆様は、市議会での審議や日程調整においては何ら制約をかけることなく、従来どおりの審議を行うべきであると主張されておられました。結果として、今定例会における一般質問においては、多くの議員がコロナ感染防止対策を推進する観点から、持ち時間100分のところ、おおむね50分から60分程度に自主的に短縮をされました。その一方で、提案者である尾崎利一議員は91分、上林真佐恵議員は97分、従来と何ら変わらない質問時間でありました。

私には、お二人は全く感染状況について御心配をされてるようには感じられませんでした。現在の東京の感染状況について、果たして本当に深刻な状況と考えておられるのか、御認識を伺わせてください。

次に、対策の遅れによりワクチン接種すら行き渡っていない状況においてとあります。

何をもちいて対策が遅れたという御認識なのか。先ほど可決・成立した補正予算に計上されているとおり、本市においては、尾崎市長のリーダーシップの下で、何とでも7月中旬に65歳以上の方へのワクチン接種を終了させ、速やかに基礎疾患をお持ちの方、64歳以下の方へのワクチン接種ができるよう、医師会の全面的な御協力を得て、全庁を上げて必死の努力がなされております。もし今よりもワクチン接種を早くできる方法があるのであればお示しをしていただければと思います。

次に、世論調査でも約8割が今夏のオリンピック開催に懸念の声を上げているとありますが、これはいつのどの調査のことを指しているのかお示しをいただきたいと思えます。

次に、判断に責任を有する者が遅滞なく適切な判断を行うべきであるとありますが、これは誰がどのような判断をすべきということなのでしょう。御案内のように、6月21日にIOC、IPC、JOC、東京都、政府の5者協議によって、今後の感染状況によっては無観客での開催もやむを得ないと合意をしたところであります。この5者に意見書を送付したいというお考えなのか、お考えを伺わせていただきたいと思えます。

次に、6月20日の朝日新聞には、日本共産党による全面広告が掲載されておりました。その内容は、「いのちより五輪?」「五輪は中止し、コロナ対策に全力をつくすべきです。」そして「7月4日の選択 安心と希望の東京へ」と、今週から行われる東京都議会議員選挙の投票日が示され、それを選択ということは、日本共産党への投票を呼びかけておられるのか、私は不思議に思いました。この新聞広告と今回の意見書は何らかの関連があるのかお尋ねいたします。

最後に、意見書の項目では、今夏のオリンピック・パラリンピックの開催は行わないこととされておりますが、今G7サミットでの世界主要各国との合意やIOCをはじめとする5者協議で着実に準備を進めている中で、この意見書を採択することで本気で今から開催中止ができると考えておられるのか伺います。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 6点ですかね。

まず最初に、現在のコロナの感染拡大の状況についての認識ということでした。

まず、議会での共産党の対応ですけれども、国会においても、都議会においても、やはりこれだけコロナが感染が拡大している下で、国民、都民、そして当市においては市民の命を守るために十分な審査が尽くされるべきだというのが私の考えです。

感染状況については、一昨日、緊急事態宣言が解除されましたけれども、オリンピック先にありきで科学的根拠もなく緊急事態宣言が解除されたというふうに感じています。逆に東京においてはリバウンドがもう既に始まっている深刻な状況だというふうに考えています。

対策の遅れで、ワクチン接種、今後これ以上早く接種する方策があるのかどうかということですが、私たちが言っているのは、こういうワクチン接種もオリンピック開催には間に合わないということは明確なわけで、こういう事態の中でオリンピックを開催するというのは非現実的だということです。

世論調査ですけれども、これは共同通信の世論調査、東京新聞21日付のものです。

それから、4点目に、どこに送るかでしたっけ——判断に責任を有する者が遅滞なく適切な判断を行うべきであるということについては、意見書の送付先としては国と東京都を考えています。

それから、全面広告、新聞広告との関係ですけれども、この全面広告、新聞広告と今回の意見書提出は関係ありません。

それから、今からでも中止できるのかということですが、こういう事態の中でこのまま突き進むことこそ非現実的だというふうに考えています。

○19番（中間建二君） 御説明ありがとうございます。

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず1点目ですが、議案の審議を慎重に行うべきであるという御意見については私も全く賛同をいたします。

今申し上げたのは、一般質問の時間配分の考え方について、おおむね50分から60分程度、各議員が自主的な判断で対応された中で、お二人だけが従来と変わっていないということについての御認識を伺ったわけでございます。国民・市民には、コロナ対策が遅れている、感染状況が心配だと不安をおおっておられますが、自分たちには関係がないというふうには私は受け止めておるんですけども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

続いて、2点目でありますけれども、ワクチンが行き渡っていない状況においてということでの考えを御説明をいただきました。

そもそも、国会においては、全国民にワクチン接種を進めるための経費を盛り込んだ、2020年度第2次また第3次の補正予算に主要会派で唯一反対をしたのが日本共産党であります。ワクチン接種を進めるための国の予算に反対をしながらワクチン接種が遅れていると主張されているとは一体どういうお考えなのか、再度伺いたいと思います。

3点目、私が確認をいたしました世論調査では、6月の4日から6日に読売新聞が実施した全国世論調査では、東京五輪・パラリンピックについて、開催するが50%、中止するが48%、世論が二分されたという報道でございます。中止を求める声は前回5月の7日から9日調査の59%から11ポイント減った、開催の内訳を見ると、観客数を制限して開催が24%、一月前は16%でありました。観客を入れずに開催は26%、一月前は23%で

ありました。このような調査もありました。

大会が近づくとつれて、世論の支持が広がっているように私にはこの世論調査からは感じられますが、どのような御認識か再度伺いたと思います。

次に、4点目でありますけれども、国、東京都に意見書を提出されるということですが、国及び東京都においてオリンピックを中止をする権限があるというふうに御認識をしているのか伺いたと思います。

あと最後ですけれども、この意見書を上げることでオリンピック開催が中止にできると思っていられるのかということも伺いましたけれども、そう思っているという御答弁、御説明ではなかったというふうに受け止めたのですが、この点についての御認識を再度伺いたと思います。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 1点目、3点目、4点目、5点目のところをお答えしたいと思います。

議会への質問時間のことでありますが、前議会、また前々議会は、議会の中で質問時間50分にするとか、例えば会派代表1名が行うというような申し合せを行って、我々もそれに協力したというふうに認識しています。

でも、今回に関してはそういうふうな方針、全体としての約束ということではなくて、自己の判断ということで、自分で私も考えまして、感染対策、議会の中でいろいろされている、こういうものも作っていただいて本議会に、議会のところにいる方の制限などもされて、感染対策されている中で必要な質問はするべきだと判断して今回の時間というふうに、私の中でそういうふうな判断を行いました。

3番のところ、世論調査ですけれども、直近のところでは確かに中止かやるかっていうところの決断では8割にはなっていないと私も思っています。ただ、このままでやっていると不安を感じているという方は共同通信の世論調査では86.7%、朝日83%、毎日では64%が五輪を安全・安心な形で開催できるとは思わないというふうに答えたということで、この意見書でも8割の方が懸念の声を上げているというふうにも書いていますので、8割の方が懸念を持っていらっしゃるということで考えています。

それから、5番、最後の、この意見書を提出することで止められると思ってるのかということですが、この意見書だけをもってして止められるかっていうとそれは難しいかもしれないんですけれども、ただやはり開催国の一自治体が、ほかの自治体でも意見書採択されましたけれども、こういう声を上げるということはやはり大きな、やっぱりこういう中で、命が危ぶまれる中でオリンピックをやるのはおかしいんじゃないかっていうふうに一自治体として声を上げることはとても重要なことだと思っています。

以上です。

○6番（尾崎利一君） それでは、2点目のワクチン接種の問題ですけれども、ここで対策の遅れでワクチン接種が行き渡っていないというふうにも書かれていますけれども、やはり日本では予算をどんどんカットして、国内でのワクチン開発がストップされるというような事態も招いたわけで、その点での政権の責任は大変大きいというふうに考えていますけれども、安全で迅速なワクチン接種をすべきだというのは日本共産党もその立場です。

ただ、予算については総体として予算についての賛否を決めますので、それをもってこのことに反対だということではないということです。

それから、国と東京都にオリンピックを中止させる権限があるのかどうかということで、この間、主催者ではないとか、決定権がないということも言われていますけれども、都内で様々なイベントが行われますけれど

も、東京都や国はそのイベントの主催者ではありません。しかし、中止を要請すること、もしくは規模の縮小を要請することでコロナ対策ということで協力を得て中止や規模の縮小を行うということが実際に行われているわけで、国や東京都がそういう要請をした場合に、現実的にそれは受け入れざるを得ないということになるというふうに考えております。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔19番 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） 私は、公明党を代表し、今夏の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を延期もしくは中止することを求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

現在我が国において、世界中において未曾有の新型コロナウイルス感染症に直面し、その収束が全ての方の願いであることは論をまちません。一方で、世界が結束してこの人類の危機に立ち向かいながら、徹底した感染防止対策を図ることを大前提として、人類の英知を結集し、平和の祭典であるオリンピック・パラリンピックを開催することは人類の歴史にとっても誠に意義が大きいものであると考えます。

6月13日に閉幕したG7サミットの共同宣言においては、今回の東京大会について、新型コロナウイルスに打ち勝つ世界の団結の象徴として、安全・安心な形で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催することに対する我々の支持を改めて表明するとG7各国からの全面的な賛同が得られております。

IOCのオリンピック憲章では、その目的を、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和の取れた発展にスポーツを役立てることと示しています。また、パラリンピックでは、そのゴールをパラリンピックムーブメントの推進を通してインクルーシブな社会を創出することと示し、全ての人々が共生する社会の構築を目指しています。

その上で、これらの実現に向けて、オリンピックとパラリンピックはそれぞれ以下の価値を示しています。

オリンピックの価値として、「卓越 スポーツに限らずに人生においてベストを尽くすこと。」「友情 スポーツでの喜びやチームスピリット、対戦相手との交流は人と人とを結びつけ、互いの理解を深める。そのことは平和でよりよい世界の構築に寄与する。」「敬意・尊重 互いに敬意を払い、ルールを尊重することはフェアプレー精神をはぐくむ。」

パラリンピックの価値として、「勇気 マイナスな感情に向き合い、乗り越えようと思う精神力。」「強い意思 困難があっても、諦めず限界を突破しようとする力。」「インスピレーション 人の心を揺さぶり、駆り立てる力。」「公平 多様性を認め、創意工夫をすれば、誰もが同じスタートラインに立てることを気づかせる力。」と示されております。

コロナ禍という未曾有の困難に直面する中で開催される東京大会は、まさにこれらのオリンピックの価値、パラリンピックの価値を世界中に示すものであり、この世界的な危機を乗り越えるために世界中の人々に生きる希望と勇気を与える大会になることを私は心から念願をするものであります。

一方、今回の意見書の提案においては、私は大きな疑問と怒りを持っております。

それは、オリンピック・パラリンピックの中止を声高に叫ぶことで、今週から行われる都議会議員選挙を前に、何らかの政治的な意図をお持ちではないのかと強く感じるからであります。

提案者は十分に御承知のことと思いますが、もしオリンピック・パラリンピック開催を中止するとして、それができる権限は一体誰にあるのでしょうか。IOCと開催都市東京との契約は明確であります。開催契約を解除し、開催を中止する権利はIOCのみにあり、開催都市側にその規定はありません。それを承知で意見書を出そうというのですから、私には政治的な思惑があると思えませんが。

さらに、今回の意見書提出においては、少なくとも私どもの会派にはこの意見書を可決させるための具体的な提案、御相談はございませんでした。本気でこの意見書を可決させ、オリンピック・パラリンピックを中止させようとは考えておられていないと受け止めております。

また、一番憤りを感じますのは、対策の遅れによりワクチン接種すら行き渡っていないと開催中止の理由を挙げられていることです。欧米をはじめ感染が日本よりもさらに深刻な諸外国と比べますと圧倒的に感染者が少ない日本に対して、他国よりも優先的にワクチン供給がなされていることは、日本でオリンピック・パラリンピック大会が開催されるからこそであることは当然に御存じのことかと思えます。

5月27日付の時事通信の記事によれば、欧州連合のフォン・デア・ライエン欧州委員長は、菅総理との首脳協議後の記者会見で、EUはこれまで1億回分以上の新型コロナウイルスワクチンの日本向け輸出を承認していると指摘し、東京五輪の準備と安全を支援するという力強いサインだと述べた、コロナ感染拡大で東京五輪開催が危ぶまれる中、鍵を握るワクチン供給で日本を後押しする姿勢を示したと報じられております。

また、共産党の国会議員は、昨年12月に成立した改正予防接種法の審議において、海外ワクチンに対し現実的に実施が難しく、仮に行っても長大な時間と労力がかかる日本国内での大規模臨床試験、第三相試験をコロナワクチン承認では実施すべきだと強調しておられます。当時、関係者の間では、欧米などに比べ感染率が低い日本で第三相試験を実施しても、安全性、有効性を十分に検証できるほどのデータが集まりにくく、試験自体が成り立たない可能性が高いというのが共通の認識になっておりました。それに、我が国の薬事承認では、第三相試験については必ずしも日本国内で行うことは求められてはおりません。にもかかわらず、共産党では、日本での第三相試験という無理難題を海外ワクチンに課すように要求をしております。これではまさに承認、接種を遅らせようという意図があると思わざるを得ません。

今国内で接種されているワクチンは、いずれも海外での第三相試験と、日本や海外での第一・二相試験のデータなどに基づいて、安全性と有効性が厳格に確認された上で我が国では承認されております。もし共産党の主張どおり第三相試験を行っていたら、今になっても接種どころか承認すらできていないというふうに言われております。しかも、共産党の皆様はワクチン接種に不可欠な注射器を買い上げる経費や、各自治体で接種体制を築く費用などを計上した国の2020年度第2次・第3次補正予算の両方に主要政党の中で唯一反対をしております。

政府を上げてワクチン接種のスピードアップを図り、7月中旬に65歳以上の方のワクチン接種が終えられるように、当市においても先ほど成立した補正予算のとおり、必死の努力をされておられます。それを今になって、

殊さらワクチン接種で日本は大きく立ち遅れているなどと批判されることは、幾ら言論の自由が保障されているとはいえ、誠に残念でなりません。

今定例会の一般質問においても、共産党議員の質疑の中では、政府が7月末までに高齢者の接種を終わらせる目標を掲げたことが現場の自治体を混乱させ、国民の不安をあおる結果になっていると主張されておりました。

当市においては、ワクチン接種を希望する全ての市民の方に一日でも早く接種ができるよう懸命な努力をされておられます。それは、政府が具体的な目標を示し、自治体の取組を強く促したからにほかなりません。また、政府においては、現場の自治体に円滑なワクチン供給を行い、大規模接種会場の対象者の拡大や職域接種、大学での接種等、矢継ぎ早に手を打つなど、少しでも早くワクチンを広く国民にお届けできるよう必死の努力を行っております。

オリンピック・パラリンピック開催を政治的に利用し、国民の不安をあおっているのはむしろ共産党の皆さんではないかというふうには私は受け止めております。そのような意図があるからこそ、6月20日、21日の新聞各紙の全面広告を出されたのではないのでしょうか。

よって、本意見書については、提案者が本気で可決させたいとの意図を感じることができず、また当市議会として意見書を提出する必要性は全く感じないことから反対をするものであります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[19番 中間建二君 降壇]

[5番 森田真一君 登壇]

○5番(森田真一君) 5番、日本共産党の森田真一です。

議第4号議案 今夏の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を延期もしくは中止することを求める意見書に賛成の立場で討論をいたします。

本来何事もなくれば、恐らく多くの国民がこの東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に期待を込めていたと思います。スポーツ振興、国際交流、また開催準備に連動した例えば駅のホームドアの整備などの日常生活の向上に資する都市インフラの整備、それから何よりも、平和の祭典として記憶にとどめる国際的イベントとして、個々には幾つかの課題があったとしても、これらの価値は半世紀以上先の将来にまで誇ってしかるべきものであったのではないかと私は思います。

しかし、この意見書でも示されたとおり、今我が国が何を置いても優先しなければならないのは新型コロナ感染の抑え込みと、それが果たされるまでの国民生活の保障にほかなりません。政府や東京都が東京2020オリンピック・パラリンピック、以下オリンピックと略させていただきますが、この開催に固執をすればするほど、財政的・政治的リソースをそこに割かなければならなくなり、今やコロナ対策の重大な障害と化していることは明らかです。

殊ここまで及んで五輪の中止などできるはずがないと、こういうマスコミなどの論調もありますが、オリンピックは体裁ではなく、人がその意思をもってやるかやらないかということを決められるものです。その意思が問われています。ばくちのように一か八かで勝負に出る、これは政治とは言えないのではないのでしょうか。政治家は、最悪の事態を想定して行政を導くものではないかと私は思います。

IOCに事実上の決定権があって、政府や東京都がそれをコントロールすることはできないという話もあるようではありますが、それこそがまさに現代の不平等条約だと言われて批判をされているゆえんではないでしょ

うか。

これまでも指摘されてきたオリンピックの過剰な商業化が行き着いた先が今の事態ではないかと私は思います。

さて、以下に開催を行った際に懸念される問題について6点ばかり述べておきたいというふうに思います。

まず第1に、感染拡大の機会を増大させる蓋然性が高いということです。

政府は、大規模イベントの開催基準として、定員50%以内、上限1万人までという方針を最近出しましたが、肝腎のオリンピック会場では90万人近くが参加すると言われる学校連携観戦は別枠、選手1万5,000人、大会関係者7万8,000人、うちIOC役員の家族まで含む1万人とも言われるVIPやスポンサー企業の招待客、これらも別枠だといいます。もはや上限を何人に抑えたからといったところで全く無意味な話になっています。

水際対策も大変心もとないことになっています。デルタ株が見つかったインドや周辺から入国をする場合、本来は入国から14日間は検疫所が確保した宿泊施設やホテルなどでの待機が必要とされています。ところが、組織委員会は、インドの選手団には自国で7日間隔離、来日後3日間待機と基準を緩和することを日本政府に了解を取りつつあると述べています。また、イギリスの組織委員会は、選手団の6日間の隔離待機の適用除外を求めるとも報じられています。

いずれも、オリンピックだから特別にと厚労省の基準を大幅に緩和をさせてまで検疫のルールに抜け道をつくろうとしています。

20日に来日をしたウガンダ選手団9人のお一人が成田空港の検疫で新型コロナウイルスの陽性と判明したにもかかわらず、残りの8人が濃厚接触者に当たるかどうかの調査も受けないまま、合宿先の大阪に移動したという事件も起きています。政府は、調査するのは滞在先、つまりこの場合ですと大阪ですが、自治体だと説明しており、移動中の感染拡大や自治体への負担について全く無頓着な姿勢であるということが実例をもって分かりました。

選手団が宿泊先に到着をしてからも大きな問題が山積をしています。開催者側は、政府、東京都、組織委員会などは、感染防止策として選手らの宿泊場所、競技場を泡で包むように外部との接触を限定するバブル方式を採用しているから安全だといいます。しかし、その外から出入りをする選手、大会関係者の輸送手段となるバスの乗務員は出入りを繰り返し、感染対策に大穴があったということが指摘をされています。

競技会場でのお酒の提供も検討しているという案も報じられていましたが、感染を広める危険があるとして多くの国民や事業者が1年以上も飲食等の行動に規制を設けられているのに、なぜオリンピックだけは特別なのかと世論の反発を買い、昨日は一転して断念することになったと報じられています。

このように、至るところに感染経路の抜け道が放置されたまま開催を強行しているということは、不作為による感染拡大行為であるといえるのではないか。

第2に、万が一、オリンピックを契機に感染爆発が生じれば、医療機関への深刻な負担が懸念されるということです。

21日には、東京都医師会等、都内54の医師会が大会開催の必須条件として、感染が拡大しない、通常医療が圧迫されないことを挙げ、都民・国民の安全を守るために無観客または中止が望ましいと都知事や組織委員会に要請をしています。大阪での感染爆発では、医療機関に入院ができなかったコロナ重症患者が自宅療養や宿泊待機、高齢者施設入所中などで医療機関にかかれぬまま死を迎えるという事例が今年3月以降に26人にも上ると報じられています。東京で同様の事態を引き起こすことは絶対あってはなりません。

第3に、オリンピック自体だけでなく、期間中、多くの人が東京を中心に国内を動き回ることで、感染症にとって最も重要な対策である人の流れを極力抑制することと正面から矛盾するメッセージを発することになるからです。

政府のコロナ対策分科会の尾身茂会長ら26人の専門家の提言では、五輪によって感染リスクが増大する危険を強く警戒し、リスクを直視した対応を取ることを政府や組織委などに求めています。

提言は、五輪がなくても、夏は旅行や帰省で長距離の移動があり、ふだん一緒にいない人と接触が増え、感染が落ち着いた地域でも急拡大の可能性があるとして指摘をしています。さらに、規模や社会的注目度が普通のスポーツイベントと格別の五輪が開催をされれば、観戦のために都道府県を越えた移動が集中して発生し、人流接触機会や飲食の機会が格段に増加すると警鐘を鳴らし、無観客、大会規模の縮小などの重要性を訴えています。観客がいる中で深夜に及ぶ試合が行われれば、営業時間短縮や外出自粛などを要請されている市民には矛盾したメッセージになることも挙げています。

提言の資料の中では、五輪に伴う人の流れの増加に感染力の強いデルタ株の影響が重なれば、東京都の7月末の新規感染者数は2,000人を超えるとの推計も示しています。そうなれば東京の医療は逼迫をし、多くの命が奪われかねない危機的な状況を招くのは必至です。

第4に、オリンピック開催の可否や開催規模の判断に際し、政府分科会や厚労省のアドバイザリーボードの専門家の意見も無視して、政府や東京都が政策判断に科学的知見を生かそうとする意思が全く見て取れないことです。

政府分科会の尾身茂会長は、国会で五輪開催の可否について問われ、今の状況でやるというのは普通はない、このパンデミックだと答弁をされました。同じく菅首相は、分科会に開催の是非の判断を求めよと問われたのに対して、あくまで拒否する態度を取り、緊急事態宣言の発令の場合は無観客も辞さないなどと述べられていますが、これでは手遅れになるおそれがあります。首相は、国民の命と健康を危険にさらしてまで五輪をしなければならない理由も説明されませんでした。命より五輪、この姿勢を改めるべきではないでしょうか。

第5に、国民の大多数が開催に不安を感じているということです。

共同通信社の直近の世論調査では、開催の場合に感染が再拡大すると不安を感じるという回答が87%に上りました。朝日の調査では、不安を感じるが83%、毎日の調査でも同様に64%が安全・安心な形で開催できるとは思わないと答えています。開会日が近づいて聖火リレーが始まれば、開会して日本人が金メダルを取れば、国民が反対を諦めオリンピック開催を受け入れるはずだなどとたかをくくっているのは、強者のおごり以外の何物でもないのではないのでしょうか。

第6に、政府のコロナ対策が大規模な検査を殊さら嫌い、外国製のワクチン輸入に頼る、いわゆる一本足打法に偏ってきたということが今日の混乱の最も大きな原因となっているということです。コロナウイルスに限らず、一般にワクチン開発に際して十分な安全性が求められるのは当然であって、特にコロナウイルスは人種によって感染、発症などに大きな差が現れているということも言われておりますので、国内での治験に当たって、実用化に向けて、そのスピードとともに慎重さの両方が重要となります。

この点については、国会でも公明党の議員さんが同様の趣旨の発言をなさっている議事録を見ました。私はそれ見て全く当然のことをおっしゃってるなというふうに感じました。人によっていろいろお考えは同じ党内でもあるかもしれませんが、ぜひ議論をしていただければということをお願いいたします。

続けますが、加えて一言言わせていただければ、日本でも国産ワクチンの開発をしていたのに、完成まであ

と一歩というところで政府が基礎研究費の予算を惜しんで、民間資金を使うようにと研究機関に求めたため、結果、国産ワクチンは日の目を見なかったということはこの間の報道でも知られているところです。いわゆる新自由主義の失敗ということになると思いますが、政府の失政を直視せずに、野党が足を引っ張ったかのよう
に責任をなすりつける、こういう菅首相などの議論はとんでもない話だと私は思います。

命さえあれば、健康さえあれば、オリンピック・パラリンピックの楽しみや感動は次の機会に容易に得ること
とはできるはずで、将来ある子供たちにそのチャンスを待つ機会を保障してあげることこそ、大人たちの責
任ではないでしょうか。

以上、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

[5 番 森田真一君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。議第4号議案 今夏の東京2020オリンピック・パラリン
ピックの開催を延期もしくは中止することを求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

コロナ感染者数は下げ止まりで、当市においても感染者がゼロの日もあるものの、昨年この時期に比較し
ても感染者を抑えられているとは言えません。しかも、まん延防止等重点措置が続き、遠方の家族や施設入居
中の家族にも会えず、自由に行事も開催できないなど、人々の行動があらゆる面で配慮という名の制限を強い
られている状況は続いています。

オリンピック・パラリンピック開催よりも、まずは日々の生活を取り戻し、自由に人と会って食事をしたり、
旅行に行ったり、制約なく暮らせるようにすることが最優先にされるべきと考えます。

その上、専門家や医療関係者からは、オリンピック・パラリンピック開催によって感染が拡大することが指
摘されており、制約ある行動をさらに求め続けられることが予測されるため、この夏の開催には賛成できませ
ん。

加えて、東大和市には、聖火リレーの公道での実施や小中学校向けの招待プログラムでのオリンピック観戦
は中止することを求めます。

都内の学校に比較して、当市から会場までは移動距離が長く、拘束時間が長くなります。また、公共交通で
の移動や会場における多数の人との接触などは、感染リスクを考え、避けるべきです。

市民の健康を守るために中止と決断することを強く求め、賛成討論とします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第4号議案 今夏の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を延期もしくは中止することを求める
意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決めます。

日程第7 閉会中の特定事件調査について

○議長（関田正民君） 日程第7 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申出があります。

お諮りいたします。

申出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時 8分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 大 后 治 雄

署 名 議 員 木 戸 岡 秀 彦